令和元年10月１日から ３歳から５歳までの 児童発達支援等の利用者負担が無償化されます

無料となるサービス

- **児童発達支援**
- 医療型児童発達支援
- **保育所等訪問支援**
- 居宅訪問型児童発達支援

無料となる期間

無償化の対象となる期間は、

満3歳になって初めての４月１日から
小学校就学までの３年間

無料となる対象者・期間は裏面をご確認ください

Q＆A

Q 無料とするためには、市役所で手続きが必要ですか？

A 新たな手続きは必要ありません。

Q 無料で利用するための新しい受給者証は送られてきますか？

A 新しい受給者証は送付いたしませんので、お持ちのものをそのままお使いください。無料となる対象者（保護者）には、９月下旬頃に個別通知します。

Q おやつ代や教材費なども無料になりますか？

A おやつ代など、これまで実費負担していた費用は無料になりません。

Q 令和元年９月までの利用料は無料になりますか？

A 令和元年１０月からの利用料が無料になります。

Q 収入が高い、働いていないなど、無料にならない条件はありますか？

A 収入の制限などはありません。

Q 幼稚園や保育園等と、児童発達支援の両方を利用する場合はどうなりますか？

A 両方とも無償化の対象となります。

Q 現在も利用者負担がありませんが、その場合はどうなりますか？

A 既に利用者負担がない場合は、特に変更はありません。

ご利用の児童発達支援事業所に、無償化対象であることを事前にお伝えください

問い合わせ先：松山市 障がい福祉課
TEL：089-948-6433
FAX：089-932-7553